解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月二十九日開催の臨時総会の決議並びに栃木県知事の認可により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

栃木県宇都宮市下栗一丁目一一番地三

職業訓練法人栃木県造園高等技術学校運営会

代表清算人　染宮　正

連絡先　栃木県宇都宮市川田町一〇八番地三

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

埼玉県羽生市大字下羽生八七六番地

財団法人羽生市地域振興センター

清算人　安野　恵子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

東京都西多摩郡檜原村一〇八三番地四

財団法人南郷共益会

代表清算人　井上　孝次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

東京都調布市西つつじヶ丘二丁目二二番二一号　特定非営利活動法人ジェイ・ペック

清算人　鈴木　貴夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月十八日開催の理事会並びに十二月二十五日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

東京都新宿区高田馬場四丁目九番一四号ふみビル五階

財団法人日本生活協会

代表清算人　佐藤　浩司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月七日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十四年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

東京都杉並区桃井四丁目三番二号

財団法人杉並区勤労者福祉協会

代表清算人　村上　茂

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日定款の定めにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

神奈川県茅ヶ崎市柳島一丁目九番一三号

医療法人湘南康心会

清算人　大屋敷芙志枝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十二日開催の臨時社員総会の決議により平成二十四年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

横浜市中区山下町一番地

社団法人神奈川県繊維協会

清算人　金原　正和

解散公告（第三回）

当法人は、存立時期の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

愛知県名古屋市昭和区御器所通二丁目一六番地の一　財団法人名古屋市防災管理公社

代表清算人　松見　大三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

石川県小松市八幡イ一三番地一

財団法人こまつ健康の里づくり財団

代表清算人　小見　豊

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月六日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

愛知県知多郡武豊町字長尾山二番地

武豊祠峯土地区画整理組合

代表清算人　石川　善治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十三年九月六日三重県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

三重県津市久居寺町一二四一番地の五

学校法人いくせ学園

清算人　幾世　忠彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

大阪市都島区東野田町四丁目一六番二号

社団法人日本メリヤス針工業会

代表清算人　柴田　修

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年二月二十三日寝屋川市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

大阪府寝屋川市寝屋一丁目一四番一一号

寝屋川市寝屋南土地区画整理組合

清算人代表　川口　茂明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

兵庫県姫路市土山東の町九番一五号

財団法人姫路キリスト教青年会

代表清算人　山川　一郎

解散公告（第三回）

当法人は、定款で定めた存続期間の満了（平成二十四年四月一日まで）により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

鳥取県鳥取市本町三丁目二〇一番地

財団法人とっとり地域連携・総合研究センター

清算人　道上　正規